



別記 座標一覧表

測点名称	X	Y	備考 (※1)
P1 (既設点番号)			既設市石杭
P2 (既設点番号)			復元市鉾  (※2)
P3			新設市プレート  (※2)
P4			新設市石杭  (※2)
P5 (既設点番号)			既設市鉾
P6 (既設点番号)			既設民杭その他
T1			鉾
T2			鉾

任意座標で測量した場合は、任意座標のX・Yを記載してください。

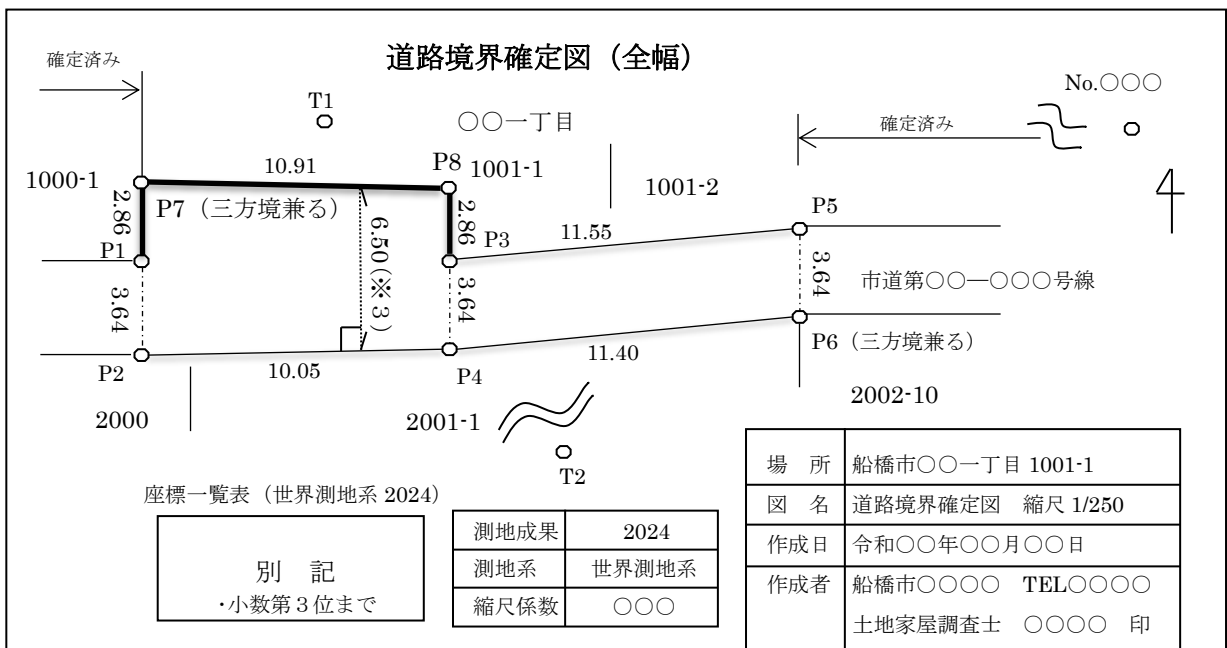
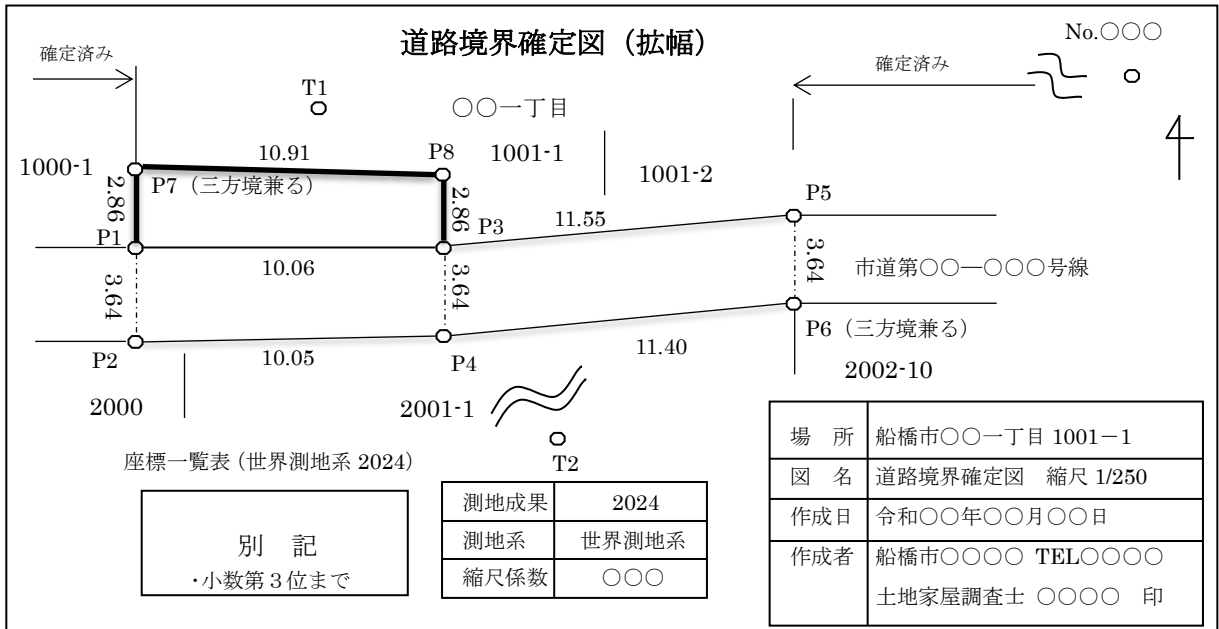
国家座標で測量した場合は、国家座標のX・Y (実測値) を記載してください。

(※1) 備考に記載する境界点の凡例表記は下表のとおりとします。

境界点種別	表記方法
杭、プレート (市・民)	
鉾 (市・民)	
基準点	
計算点・トラバー点	

(※2) 新設・復元する境界点は、市の境界標とし、市が支給します。

ただし、在庫状況により、代替として民の境界標を使用して下さい。



(※3) 道路境界確定図 (全幅) には、拡幅後の幅員を対向の境界線から垂線を記入し表示します。

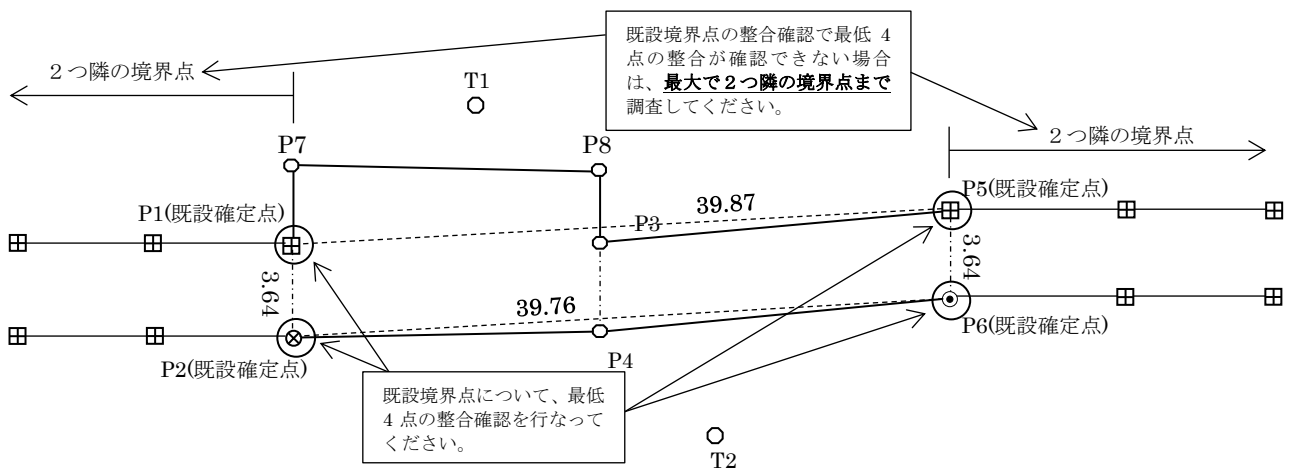
<別記 1 >

<既設境界点の整合性確認> ※任意座標にて確定図の作成をした場合でも整合確認はしてください

境界測量は、4級基準点以上の基準点または補助基準点に基づき、放射法等により行ってください。

現地で確認した複数の既設境界点（市で公共座標成果値を提供できている点）について、隣接境界点間の距離を測量し、市が交付する境界点の座標値から2点間の距離を計算し、測量結果と比較して境界点の整合性を確認してください。

既設境界隣接点間の整合結果が許容範囲内となる境界点（市で公共座標成果値を提供できている点）を最低4点（復元点含む）確認してください。不足する場合は、最大で2つ隣の境界点まで確認してください。ただし、隣接する既設境界点間が50mを超える場合は、確認する必要はありません。整合結果は、既設境界隣接点間比較表と境界測量成果表に整理してください。



<境界点測量の許容範囲>

区分	許容範囲	備考
距離		
20m 未満	10mm	Sは点間距離の計算値
20m 以上	S/2,000	

復元測量を行う場合は、公共測量作業規程の準則「第4編 応用測量 第4章 用地測量 第4節 復元測量」に基づき、直接復元法、間接復元法等により行ってください。

※直接復元法：引照点による復元、基準点による復元など 間接復元法：補助基準点法、ヘルマート変換による復元など

既設境界点の整合の確認結果は、既設境界隣接点間比較表を用いて、市に報告してください。

隣接する既設境界点が現地に存在しない場合は、確認できた既設境界点間の点間距離を座標から換算して、既設境界隣接点間比較表に整理してください。

確定箇所周辺の周辺（対象地区の両端より2つ隣の境界点の範囲）を確認し、最低4点の既設境界点が現地に存在しない場合は、既設境界隣接点間比較表の作成は不要です。

<既設境界隣接点間比較表> ※任意座標にて確定図の作成をした場合でも提出してください

別記1にて整合確認を取った境界点について、既設境界点の境界点の座標値（市管理座標）と周辺の基準点から測量した境界点の座標値の点間距離及び較差を記してください。既設境界点を復元した場合も点間距離の比較を整理してください。

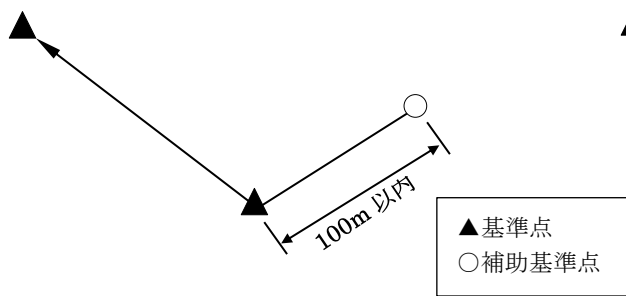
測量座標値(実測値)			既設境界座標値(成果値)				較差	
測点名称 (確定図の境界点名称)	X1(m)	Y1(m)	S1(mm)	測点番号 (市交付の境界点番号)	X2(m)	Y2(m)	S2(mm)	S1(mm)- S2(mm)
P1				既設点番号				
P5				既設点番号				
P5	任意座標で測量した場合は、任意座標のX・Yを記載してください。			既設点番号	市が交付する既設点の成果値(世界測地系2024のX・Y座標値)を整理します。			
P6				既設点番号				
P6				既設点番号				
P2				既設点番号				
P2	国家座標で測量した場合は、国家座標のX・Yを記載してください。			既設点番号				
P1				既設点番号				

<補助基準点の設置条件>

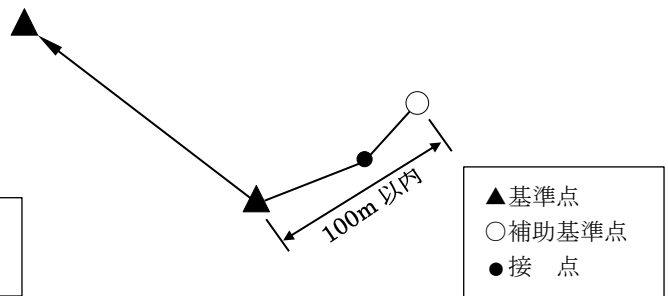
道路境界確定図は、公共測量作業規程の準則「第4編 応用測量 第4章 用地測量 第6節 境界測量」に基づき、周辺の既設基準点から放射法等により補助基準点を設置し、原則、世界測地系2024で測量した座標値で作成してください。

既設基準点から放射法により補助基準点が設置できない場合は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置することとします。原則、補助基準点は、金属鋸を保存性の良好な構造物上などに設置してください。

放射法

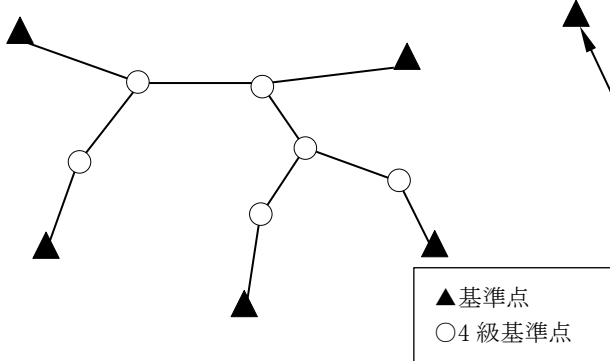


開放多角方式

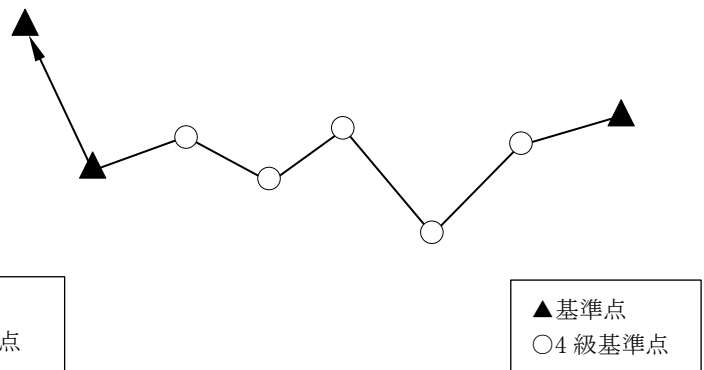


既設基準点間の視通が取れない場合や上記条件で補助基準点の設置が困難な場合は、任意座標系でも可としますが、公共測量作業規程の準則の4級基準点測量に準じた単路線方式または結合多角方式による設置が容易に実施可能な箇所については、世界測地系での測量にご協力をお願いします。

結合多角方式



単路線方式



<境界測量成果表>

既設境界点と確定した境界点について、官民境界に該当する点を右回りで座標を列記してください。

測点名称 (確定図の境界点名称)	X(m)	Y(m)	備考
P1			既設市石杭
P7			新設市プレート
P8			新設市石杭
P3			新設市プレート
P5			既設市鋸
P6			既設民杭
P4			新設市石杭
P2			復元市鋸

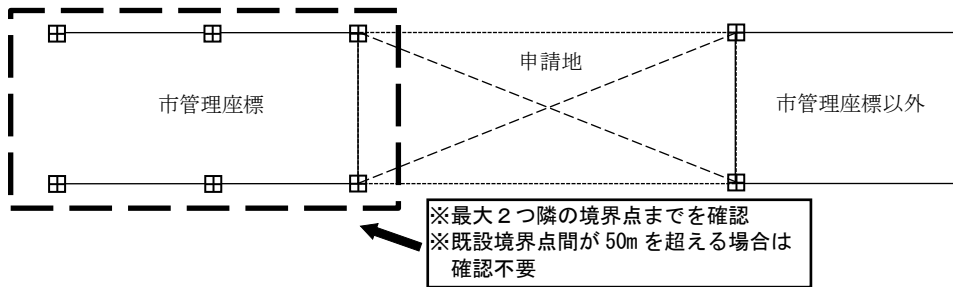
任意座標で測量した場合は、任意座標のX・Yを記載してください。

国家座標で測量した場合は、国家座標のX・Yを記載してください。

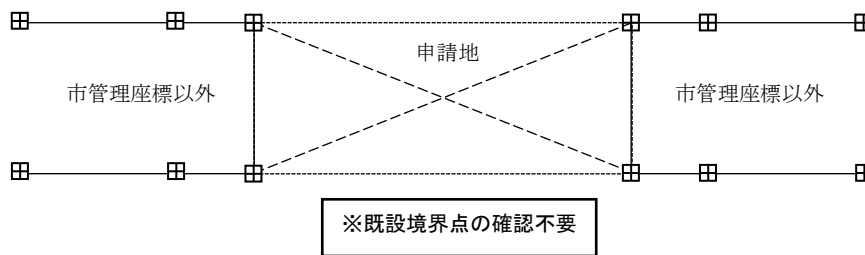
※境界測量成果表には、既設境界点の整合性を確認した境界点すべてを記載してください。

<既設境界点の整合性確認の事例>

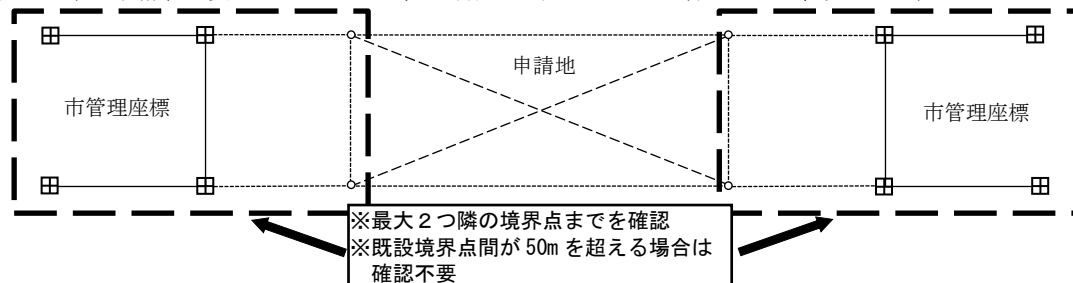
例1 市管理座標で確定されている箇所と、市管理座標以外で確定されている箇所の間を確定する場合



例2 市管理座標以外で確定されている箇所同士の間を確定する場合



例3 申請地が確定箇所には接していないが、申請地の両端から民有地側1筆以内で確定されている場合



例4 申請地が確定箇所には接しておらず、申請地の両端から民有地側1筆以内でも確定されていない場合

